

## 令和7年度(2025)出雲市防災会議及び出雲市国民保護協議会（出雲市危機管理推進会議）議事録（開催日：令和7年5月12日）

### 常松防災安全部長

ただ今から、令和7年度出雲市防災会議及び出雲市国民保護協議会（出雲市危機管理推進会議）を開会します。私は出雲市防災安全部長常松です。よろしくお願いいたします。それでは開会にあたり、会長である飯塚市長がご挨拶を申し上げます。

### 飯塚市長

出雲市防災会議の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、平素から本市防災行政に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和3年以降、毎年、避難指示を発令する大雨災害が発生しており、また、昨年7月には豪雨により県道が崩落し、大社町日御碕地区への車両での通行が困難な状況となりました。その際、関係機関や民間事業者の皆様には、多大なるご支援、ご協力をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

近年、災害が頻発化、激甚化するなか、日頃から災害に備えるという防災意識を皆様に持っていただくことが重要だと強く思っています。先ほど話をした日御碕地区は、市内でも特に住民同士の繋がりが強く、住民の皆様は大変不便な生活を強いられましたが、地区災害対策本部や各町内会若手防災委員が中心となり、知恵を出し合い、そして、助け合いながら、難局を乗り越えられたと思っています。

現在本市は、能登半島地震や日御碕地区災害を踏まえ、県とともに、分散備蓄、ヘリポート整備、砂防ダム、落石防護ネットの設置などの半島防災の強化に努めています。市民の安全・安心を確保するため、本日お越しの皆様と連携し、万全の体制で取り組んでいきたいと考えています。

本日は地域防災計画等の改定についてご審議をいただくこととしています。限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申しあげ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 常松防災安全部長

続いて、本日の資料を確認させていただきます。お手元の配付資料一覧と併せて、ご確認をお願いします。次第、委員名簿、資料1 令和6年度防災・減災・縮災の取組について、資料2 令和7年度防災・減災・縮災の取組について、資料3 各種計画の改定について、資料4 出雲市防災訓練について、資料編、以上です。皆様、資料はございますか。不足があれば近くの係員にお申し出ください。

それでは委員の皆様をご紹介します。委員名簿をご覧ください。委員紹介については、時間の関係上、委員名簿をもって紹介にかえさせていただきます。ご了承ください。また、本会議は78名の委員で構成されています。本日は78名中、68名と過半数のご出席をいただいております。本日の会議は成立している

ことをご報告申しあげます。それでは会議に入ります。議長は会長が行うこととなっておりますので、以降の進行は会長が行いますが、本日の会議につきましては、資料と議事録をホームページに掲載することとしています。議事録は委員名を掲載せず、発言内容のみを掲載することとしますが、皆様、ご理解をいただきますよう、お願いします。会長、よろしくをお願いします。

#### **飯塚会長**

改めまして会長の飯塚です。皆様にはスムーズな会議の進行につきましてご協力をいただきますようお願いいたします。それでは、会議に移ります。まず、報告事項(1)(2)について、一括して、事務局、説明をお願いします。

#### **小形防災安全課主査**

それでは、資料1をご覧ください。令和6年度防災・減災・縮災の取組のうち、一般防災について、時間の都合もありますので、主な取組について説明をさせていただきます。1. 令和6年度被害状況についてです。令和6年度は7月9日から11日にかけて、梅雨前線が山陰沖に停滞し、県東部を中心に記録的な大雨となりました。降り始めの9日3時から11日4時までの総降水量は、出雲(芦渡町)、斐川(出雲空港)で260ミリを超え、この期間だけで7月の降水量平均値を超えました。また、9日朝からの最大12時間雨量は、出雲、斐川において、いずれも観測史上1位を更新しました。大雨により、土砂災害の危険性が高まったことから、2ページ、3ページのとおり、市は第2次体制に移行し、災害対策本部を設置するとともに、9日は11地区に避難指示を発令し、最大29名が避難所に避難され、10日は24地区に避難指示を発令し、最大22名が避難所に避難されました。4ページには主な被害状況を記載していますが、市街地を中心に住宅の浸水被害が多く発生し、道路冠水などの通報も多く寄せられたことから、各所で内水氾濫が発生したことがうかがえます。

続いて、2. 県道大社日御碕線崩落に伴う対応です。別添の資料編をご覧ください。大雨となった7月9日18時30分頃、大社町日御碕地区と市街地を結ぶ唯一の県道大社日御碕線が大規模に崩落し、車両の通行ができなくなりました。日御碕地区住民の皆様には、真夏の暑い時期、県道近くの高低差のある私有地を徒歩で迂回いただき、大型車両を除く一般車両の通行が可能となった9月7日までの約2か月間、大変なご不便ご苦勞をおかけしました。幸い、日御碕地区の電気、ガス、水道などのライフラインは問題ありませんでしたが、長期にわたり車両が通行できなくなったことから、様々な支援が必要となり、資料2ページに、日御碕地区への対応・支援として、「帰宅困難者等への対応」、「医療・救急・消防体制」、「物資支援」、「交通支援」、「観光支援」、「教育支援」を実施しています。詳細は資料をご確認いただきますよう、お願いします。なお、県道の復旧状況については、5ページのとおり、仮設迂回道路は、昨年12月24日から大型車両を含むすべての一般車両が

通行可能となっています。また、県は令和8年度までに県道本線の復旧事業を行うこととし、迂回路となる林道整備を令和16年度まで実施することとしています。本市としては、県道崩落により、改めて、半島防災のハード整備の重要性を再認識するとともに、国・県に対して、治山事業の推進、土石流、がけ崩れなどの土砂災害防止施設、道路網の整備などのインフラ整備、強靱化に係る要望を行っているところです。

続いて、資料1に戻り5ページをご覧ください。6. 斐伊川水防訓練については、雲南市三刀屋町の斐伊川河川敷を会場とし、国交省、本市、雲南市、松江市の水防団が参加し、訓練を実施しました。

続いて、6ページをご覧ください。8. 様々な災害情報伝達手段による防災・気象情報の提供です。本市における災害情報伝達手段として、デジタル式防災行政無線、いずれも防災メール、LINE、X、フェイスブック、防災情報サイトにより、情報提供に努めています。資料にはそれぞれの加入者や登録者数を記載していますので、ご確認をお願いします。防災行政無線については、加入率が最も高いのは佐田地域で97.9%、最も低いのは平田地域で16.8%、全体としては29.7%で、加入率は伸び悩んでいる状況です。また、いずれも防災メールは令和7年3月末の登録者数を見ると対前年で1,200人余り減少となっていますが、これは、昨年度、防災メールの多言語化導入に伴い、メール配信業者を変更した際、改めて登録者の精査を行い、登録されていたメールアドレスが存在していなかった、また、一人が複数のメールアドレスを登録していたなどが判明したことから、登録者数が減となっています。この他、LINE、X、フェイスブックは登録者数、フォロワー数が増えており、引き続き、広報いずれも、ホームページ、防災講座、ケーブルテレビなどにより、伝達手段の周知を行います。なお、資料編7ページから9ページには災害情報伝達に係るチラシを掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

続いて、9. 災害協定の締結についてです。昨年度は島根県行政書士会と「災害時における被災者支援協力に関する協定」を締結しました。協定概要等は記載のとおりですが、県行政書士会との締結により、関係機関や民間団体等と締結した災害協定は、57協定となりました。

続いて、8ページ、10. 防災出前講座及び11. 外国人向けの防災研修の実施については、防災意識を高めるため、積極的に、地域、学校、事業所に出向き、出前講座を実施するとともに、外国人住民のための防災研修を実施しています。

続いて、9ページ、12. 防災資機材、備蓄食糧については、記載の資機材、食糧を年次的に整備するとともに、また、指定避難所であるコミュニティセンターで速やかに準備ができるよう、資機材の分散備蓄を行うとともに、資機材を格納する防災備蓄倉庫の整備を進めています。

続いて、14. 島根半島沿岸部における分散備蓄の実施についてです。能登半島地震を踏まえ、県と連携し、道路状況等により物資の供給等が滞る可能性がある、平田・大社地域の島根半島沿岸部の36集落に、2日分の食料と飲料水の分散備蓄

を行いました。

続いて、11ページ、19. 避難プラン（避難行動要支援者個別避難計画）の策定についてです。災害時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための避難プラン（個別避難計画）については、避難行動要支援者名簿・個別避難計画管理システムにより、地区災害対策本部と情報共有を図り、地区災害対策本部に協力をいただき、避難プランの策定を進めています。また、令和4年度からは、介護支援専門員などの福祉専門職にも避難プランの策定を委託しています。

続いて、20. 直接避難型及び二次避難型福祉避難所の開設・運営についてです。福祉施設等のご協力をいただき、福祉施設に設置する福祉避難所（二次避難型）に加え、要配慮者が普段から通い慣れた福祉施設へ直接避難できる福祉施設（直接避難型）を設けることとし、併せて、直接避難型及び二次避難型の福祉避難所の開設・運営について、福祉事業所との協定により、開設・運営を福祉施設で行っています。なお、直接避難型については12法人、21施設と、二次避難型については、17法人、31施設と協定を締結しています。

続いて12ページ、22. マンホールトイレについては、昨年度、平田行政センターに整備しました。

最後になりますが、23. 令和6年度に整備されたハード整備に係る防災関係事業について記載していますので、ご確認をいただきますよう、お願いします。

以上で一般防災の説明を終わります。

### **荒木原子力防災室長**

時間の都合上、主な項目を抜粋して説明します。資料1の15ページをご覧ください。2. 安全協定に基づく現地確認の実施についてです。発電所の周辺自治体である出雲市、安来市、雲南市においては、「中国電力と締結している安全協定」に基づき、発電所周辺の安全を確保するために必要がある場合は、発電所の現地確認を行うことができることとなっています。昨年度は、島根原発構内で発生した2件の火災をはじめ計4回、県の立入調査に併せ、現地確認を行いました。現地確認では、中国電力からの説明を受け、今後も安全な作業実施を要請しました。今後とも県等と連携しながら、発電所の状況を注視していきます。

続いて、16ページをご覧ください。3. 原子力規制委員会及び内閣府との意見交換会についてです。2号機の再稼動に向けた審査が全て終了し、再稼動が控えている状況のなか、島根・鳥取両県の知事、関係6市の首長が一同に会して、昨年7月に開催された原子力規制委員会との意見交換会では、飯塚市長から、能登半島地震の影響をしっかりと検証し、新たな知見が得られた場合は、適切に安全対策に反映すること、電力事業者と発電所に対する監視の徹底と厳格な指導を行うことを規制委員会に直接伝えました。また、同日開催された内閣府との意見交換会では、飯塚市長から日御碕地区の大雨による県道崩落の事例を交えながら、ハード・ソフト両面での事前の防災対策の重要性を訴え、避難対策への国の全面的支援を要請し

ました。

続いて、17ページをご覧ください。6. 島根県原子力防災訓練についてです。原子力防災訓練は、毎年度、島根、鳥取両県と関係6市、関係機関の合同で実施しており、昨年度は3回実施しました。主な取組として、(1) 実動組織による住民避難訓練では、地震などの自然災害により陸路での避難が困難になった場合を想定し、海上保安庁の船舶を使用した住民避難手順の確認を行いました。北浜地区の皆様は10月9日に参加いただきました。避難措置等訓練では、市内4地区60名の皆様に参加いただき、お住まいの各地区の集合場所からバスに乗り、避難退域時検査場所（湖陵総合公園駐車場）までの避難方法の流れを体験いただくとともに、原子力防災学習会に参加いただきました。

続いて18ページ後段をご覧ください。10. 防災担当者による広島県内の避難先自治体訪問についてです。毎年度、避難元、避難先自治体の担当者が一同に会し、意見交換を実施しており、昨年度は1月に、今市地区の避難先である廿日市市、直江地区の避難先である北広島町の2自治体を訪問し、避難計画に関する情報共有を図るとともに、避難所に使用する避難経路所や避難所の候補地となっている施設の現地確認を行いました。今年度も引き続き、計画的に訪問していく予定です。

続いて、19ページをご覧ください。12. 原子力発電施設等 立地地域 基盤整備支援 事業交付金（再稼動交付金）を活用した道路環境の整備についてです。この交付金は、国（経産省資源エネルギー庁）が、原発再稼動により、住民の生活、経済及び社会に及ぼす影響を考慮して県に対し交付するものであり、県は、国からの交付金の上限額10億円のうち、半分の5億円を関係4市に補助金として配分し、本市は1億円を配分いただきました。本市は、この補助金を活用し、令和6年度から令和7年度の2か年でUPZ内（発電所から半径30km圏内）の市道の改良整備と支障木伐採を行っています。1年目の昨年度は、資料の表の市道路線について改良整備等を実施しました。2年目の今年度も引き続き、事業実施を行う予定としています。

同じく19ページ後段をご覧ください。13番. 周辺3市の市長による視察についてです。現在2号機は、関係自治体による了解のうえ、令和6年12月23日から再稼動していますが、その前の8月、周辺3市（出雲市、安来市、雲南市）の市長が2号機の現地視察を行いました。新規基準を踏まえた安全対策設備の新設・改造等の工事が進められてきた経緯等を中電の説明を受けながら、状況確認を行いました。

続いて、20ページをご覧ください。14. 15. 原発への現地視察、現地確認についてです。市長の現地視察のほかにも、島根・鳥取両県とその関係市の防災担当者が合同で2号機の安全対策工事の状況を確認しました。

同じく20ページをご覧ください。18番. 特定重大事故等 対処施設及び3系統目の所内常設直流電源設備の設置に係る意見の提出についてです。特重施設等とは、いわゆる、テロ対策施設であり、意図的な航空機衝突などのテロリズムにより、

炉心の損傷が発生する恐れがある場合などに放射性物質の放出を抑制するための施設のことで、昨年10月、2号機に伴う特重施設等の設置について、県から意見照会があり、出雲市は意見を取りまとめるため、市議会、原子力発電所環境安全対策協議会、原子力安全顧問会議において意見を聴取したのち、県と中国電力に対し、出雲市民の安全と安心を守る立場から特重施設等の設置にあたっては、安全第一に実施することなどの付帯意見を付して了解する旨の回答書を提出しました。その後、県知事は2号機再稼動に向けた判断表明を踏まえ、3月、市は県知事の判断を了解する旨の回答書を提出しました。以上で原子力防災の説明を終わります。

### **小形防災安全課主査**

続いて、資料2、令和7年度防災・減災・縮災の取組のうち、一般防災について説明します。資料2、1ページをご覧ください。

2、市内43地区災害対策本部長会議を6月20日に開催し、災害体制、連絡手段、避難行動要支援者の個別避難計画等について、情報共有・連携強化を図ります。

防災訓練については、後ほど説明します。

続いて2ページをご覧ください。5.斐伊川水防訓練については、国交省、本市及び雲南市水防団員等により、6月1日に斐伊川河川敷公園下流で実施します。

7.様々な災害情報伝達手段による防災・気象情報の提供については、引き続き、様々な機会を活用し、防災行政無線、いずれも防災メール、LINE、X、フェイスブック、市防災情報サイトの周知等を図ります。

8.防災資機材・備蓄食糧については、記載している資機材、備蓄食料を整備します。なお、半島防災対策を強化するため、平田・大社地域のコミュニティセンターに、自動式ラップトイレを整備します。

続いて、12. 13. 地区災害対策本部について、地域の防災力の向上を図るためには地区災害対策本部との連携は欠かせません。地区災害対策本部と意見交換会を開催し、情報共有・連携強化に努めるとともに、災害対策等に関連した取組を支援するため、補助率10/10、補助上限額5万円とする補助制度を実施します。

続いて、14. 避難プラン（避難行動要支援者個別避難計画）の策定についてです。災害時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るための避難プラン（個別避難計画）について、地区災害対策本部との情報共有を図るとともに、各地区災害対策本部に協力いただきながら策定を進めます。また、福祉専門職に避難プランの策定を委託するとともに、直接避難型福祉避難所に避難する事前登録者（要配慮者）の避難プランの変更等を進めます。

続いて、4ページ、15. マンホールトイレについては、今年度、斐川行政センターに整備します。

続いて、16. 災害時における地下水等の活用です。能登半島地震でも活用された井戸水は、災害時、断水した際、水確保の有効な手段であることから、災害時協

力井戸及び防災井戸の導入等について検討を行います。

最後に、17. 島根半島沿岸部におけるヘリコプター場外離着陸場の整備です。島根半島沿岸部の防災対策を強化するため、大規模災害時、孤立が想定される集落の救助・救援物資の輸送が速やかに対応できるよう、ヘリコプター場外離着陸場について、県と整備方針等の検討を行います。以上で一般防災の説明を終わります。

#### **荒木原子力防災室長**

続いて、資料2、令和7年度防災・減災・縮災の取組のうち、原子力防災について説明します。5ページをご覧ください。4. 島根県原子力防災訓練については、県や関係自治体等と協議し、日程・内容等、実効性のある訓練内容を検討しています。本市では、広域避難計画の対象地区が順番に住民避難訓練に参加いただけるようローテーションを組んでおり、日程等が決定次第、今年度の対象地区にご案内する予定です。また、各地区の希望を伺いながら、市独自の広域避難訓練の実施も検討していきます。

続いて、9. 避難先自治体への訪問についてです。昨年度は広島県内2市町（廿日市市、北広島町）を訪問しました。今年度も広島県内の受け入れていただいている避難先の市町を訪問し、広域避難計画の情報共有を図っていく考えです。

続いて、6ページをご覧ください。10. 原子力発電施設等 立地地域 基盤整備支援 事業交付金（再稼動交付金）を活用した道路環境の整備についてです。先ほども説明しました交付金の活用は今年度2年目にあたり、引き続き、UPZ（原発から30km圏）内の生活道路の改良整備と支障木伐採を進め、災害時の円滑な避難と、平常時の生活利便性の向上を図っていきます。

続いて、11. 島根原子力発電所の新規制基準 適合性審査等に係る対応についてです。原子力規制委員会による審査の状況や安全対策工事の状況等は、中国電力から適宜、情報提供を受け、また説明会や現地視察等に参加し確認しています。今後も原発2号機や3号機の新規制基準適合性審査等の状況、1号機の廃止措置の状況、さらにはこれまでの中国電力に対する要請事項への対応状況について、県や関係市とも連携を図りつつ、引き続き注視していきます。そして、出雲市民の安全確保に向け努めてまいります。以上で原子力対策の説明を終わります。

#### **飯塚会長**

先ほど、令和6年度及び令和7年度の取組について説明がありましたが、委員の皆様、ご質問等があればお願いします。

#### **A委員**

先ほど話がありました個別避難計画の策定については、令和3年災害対策基本法の改正により取組を進めていただいておりますが、県内で出雲市はかなり計画策定の取組を進めていただいております。

こうした中、関係する病院の病院長などに参加いただく災害関係の会議を開催するなか、難病の患者や人工呼吸器を利用されている患者などの支援等の取組を進めていただきたいと伺っております。引き続き、市職員の皆さんと連携を図りながら、意見交換等をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### **飯塚会長**

ありがとうございました。連携を図りながら、計画策定の取組が進むよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。議事（１）各種計画の改定について、事務局、説明をお願いします。

#### **加藤防災安全課係長**

資料３、各種計画の改定について説明します。はじめに、出雲市地域防災計画の改定についてです。近年の大規模災害や能登半島地震を踏まえ、災害関連死の問題が重要視されています。災害関連死の原因は多岐にわたりますが、避難生活の肉体的・精神的負担が大きなウェイトを占め、避難所環境の改善は、国全体の大きな課題とされています。（１）避難所における良好な生活環境の確保についてですが、昨年１２月に、内閣府が避難生活にかかる各種指針やガイドラインの改定を行いました。この指針等で用いられているスフィア基準という国際基準を考慮した避難所の開設・運営について、計画に明記したいと考えています。

また、（２）指定避難所の収容人数の見直しも、考え方は同様です。防災計画には、指定避難所の一覧を記載しており、その避難所ごとの収容人数を表記していますが、これまで、 $1.65\text{ m}^2$ （概ね畳１畳分）に１人の計算としています。これについて、１人あたりの居住スペースを $3.5\text{ m}^2$ に見直して表記することとします。

なお、スフィア基準を踏まえた避難生活に関する指針・ガイドラインで定められている項目について、枠囲みの中に記載しております。生活必需品については、避難者の健康を考慮した物品の備蓄。トイレの数については、避難者数や男女別に基準を設けた対応。食事の提供にあたっての配慮。居住スペースの確保。入浴施設の設置などが定められています。

続いて、（３）在宅避難者・車中泊避難者に対する支援についてです。近年の大規模災害において、事情により在宅避難、車中泊避難をされるケースが増えている状況を鑑みて、内閣府が支援の手引きを策定しました。また、県防災計画においても記載が追加されました。本市も、在宅避難者に対応するための支援拠点の設置や、車中泊避難のためのスペースの設置、健康観察への対応について計画に定めたいと考えています。

続いて、２ページ、２．広域応援協力体制の整備についてです。これまでも、本市の計画に記述はありましたが、昨今の大規模災害における広域的な応援の受入れに対応するため、（１）他自治体・消防本部間における相互協力体制の整備として、

既に協定を締結しているものもありますが、実効性のある体制を図ります。また、(2) 応援・受援体制の整備として、他自治体や関係機関からの応援の受け入れ体制の整備、宿泊場所の確保等について、防災計画に追加して記載したいと考えています。さらに、(3) 関係機関や民間企業等との災害応援協定等により、物資、食料等の確保を図ってまいります。

続いて、3. 指定緊急避難場所・指定避難所の追加、変更、削除等についてです。防災計画には、切迫した災害の危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所と、災害により生活の場を失った被災者が臨時的に宿泊・滞在する指定避難所を定めています。今回、これらの追加、変更、削除についてです。(1) の追加ですが、緊急避難場所としては、新たに開校した旅伏小学校、指定避難所としては、新たに竣工した平田行政センター多目的棟と旅伏小学校を新たに指定します。3 ページに移り、(2) の変更は、鶴鷺コミュニティセンターが鶴鷺小学校跡地に移設となったため、指定緊急避難場所、指定避難所ともに所在地が変更となります。また、(3) 名称変更については、閉校となった5つの小学校は、引き続き、指定緊急避難場所、指定避難所として活用しますが、学校名に「旧」が付く名称変更です。

4 ページ、(4) 指定解除について、指定緊急避難場所は、施設等の老朽化のため旧旭丘中学校を解除、出雲須佐温泉ゆかり館については利用または開設が困難なため、また、旧鶴鷺小学校については、跡地に鶴鷺コミュニティセンターが建ったため、指定緊急避難場所、指定避難所ともに指定を解除します。

4. 内水氾濫対策について、本市防災計画にはハード対策等による災害予防について記載していますが、そこに内水氾濫対策の項目を追加するというものです。本市では、近年頻発している市街地における内水氾濫への対策を実施するため、本年4月から道路河川維持課内に市街地水害対策室を設置し、取組の強化を図ることとしており、その内容も追加する考えです。

続いて、出雲市水防計画の改定についてです。まず、1. 水位周知河川(神戸川)の水位設定についてです。この度、神戸川の下橋波及び八幡原の観測所における各種水位設定を追加します。

また、2. 水防警報河川(神戸川)の区域の変更については、1. と関連しますが、神戸川の水防警報河川の区域が延伸され、佐田町反辺からだった区域が、飯南町境の上橋波からに変更となりました。以上で各種計画の改定の説明を終わります。

### **飯塚会長**

先ほど説明がありました各種計画の改定について、ご質問・ご意見等があればお願いします。皆様、よろしいでしょうか。それでは、各種計画の改定についてご承認いただける方は拍手をお願いします。

(拍手多数)

拍手多数により、各種計画の改定についてご承認をいただきました。それでは、議事(2) 出雲市防災訓練について、事務局、説明をお願いします。

## 古川防災危機対策監

今年度の防災訓練について説明します。資料4をご覧ください。当初の計画としては、例年どおり、防災の日である9月1日に防災訓練を予定していましたが、先般、県から、今年度の県防災総合訓練は能登半島地震等を踏まえ、島根半島において地震を想定した大規模訓練を10月中旬に予定しており、出雲市・松江市に共催で参加いただきたいと依頼がありました。内部で検討した結果、訓練規模等を考慮し、市が例年9月1日に実施している防災訓練との両立は準備期間が短く、訓練調整も煩雑になることから、今年度の防災訓練は9月1日ではなく、県防災総合訓練に共催で参加することとし、県防災訓練に置き換える方向で調整を行っています。資料4については、今後具体的な訓練内容が固まった段階で変更させていただきます。なお、来年度については、従前どおり、9月1日に実施する予定ですので、ご理解ご協力をいただきますよう、お願いします。以上で説明を終わります。

## 飯塚会長

来年度は従前どおり9月1日に防災訓練を実施しますが、先ほどの説明のとおり、県総合防災訓練の実施にあたり議事に変更がありました。これも踏まえて、皆様、ご質問、ご意見等があればお願いします。皆様、よろしいでしょうか。それでは、出雲市防災訓練について、変更も含めてご承認いただける方は拍手をお願いします。（拍手多数）

ありがとうございました。拍手多数により、出雲市防災訓練についてはご承認をいただきました。先ほども説明がありましたように、詳細が決まりましたら、皆様にお知らせさせていただきますので、皆様、ぜひともご協力をいただきますよう、お願いします。それでは、以上をもちまして議事についてはすべてご承認をいただきましたが、全体を通して何かご発言がございましたらお願いします。

## B 委員

先般、能登半島で活動を行い、半島の隆起した以前海底だった場所に仮設道路ができ、運用されている姿を見て、改めて、本市における防災の重要性を感じながら帰ってきたところです。

さて、先ほど日御碕の話にもありましたが、地域住民が重ねて自助、共助の力をつけなければ、いざ、有事の場面においては公助が遅れがちであります。やはり市民の皆さまが災害の現地に赴くことは大変重要だと考えています。こうした中、ボラGO！（ボラゴー）という制度が内閣府から出されていることをご承知かと思えます。正式名称は、特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金で、上限が1回あたり50万円。基本的には現地に赴く際の交通費、高速代、燃料代等を申請することができ、1団体あたり、上限は200万円です。当方といったしましても既に周知しており、利用実績としても既に2件申請し、団体に活用

いただいておりますが、出雲市におかれましても、ぜひ、ボラ GO！（ボラゴー）を市民に周知いただきますようお願いいたします。

### **小形防災安全課主査**

先ほど説明をいただきましたボラ GO！（ボラゴー）については、現地での災害被害等の実情を知り、そして、地域住民に伝え、防災活動を実施することで、自助、共助という地域防災力の向上につながると考えています。本市担当課である市民活動支援課とも連携し、周知等を行いたいと考えています。

### **3名の委員からそれぞれ情報提供**

- ・ 5段階の警戒レベルと防災気象情報等について（松江地方気象台）
- ・ 国土交通省が保有する災害対策用機材について（国土交通省出雲河川事務所）
- ・ 県道大社日御碕線の復旧状況について（島根県出雲県土整備事務所）

### **飯塚会長**

その他、ございますか。それでは、会議を終了させていただきます。今後も引き続き、各計画に基づいて、市民と行政が一体となり、自助・共助・公助のバランスのとれた防災体制の強化に努め、安全で安心して住むことができる出雲市を目指してまいりたいと考えています。皆様には今後ともご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。以上で議長を降りることとし、以降、事務局、お願いします。

### **常松防災安全部長**

それでは、以上をもちまして、令和7年度出雲市防災会議、出雲市国民保護協議会（出雲市危機管理推進会議）を閉会します。なお、本日、ご承認いただきました地域防災計画などにつきましては、改めて、報告させていただきます。皆様、本日は、ありがとうございました。